

# 公共工事の入札不調対策（追加緩和措置）について

3箇年緊急対策や令和元年東日本台風災害復旧工事など発注件数の増加に伴い、技術者不足などに起因する不調件数の増加傾向がみられる。今後も令和2年7月豪雨災害復旧工事など発注件数の増加が見込まれるため、更なる不調対策として、下記の緩和措置を追加し、円滑な施工確保に取り組みたい。

## 1 追加緩和措置の内容

(1) 建設工事の施工期限選択可能契約制度（フレックス工期契約制度）に係る余裕期間の拡大

通常	現行拡大措置	今回拡大措置
工事期間の30%以下 又は 60日以内	工事期間の40%以下 又は 90日以内	<b>120日以内</b>
【債務負担行為の場合】 90日以内	【債務負担行為の場合】 120日以内	【債務負担行為の場合】 <b>180日以内</b>

(2) 建設工事の技術者の専任に係る取扱い（主任技術者） ※監理技術者には適用しない

現行	今回拡大措置															
次の条件を満たす場合は、2件まで兼務可（条件①又は②に該当し、かつ③を満たす） ①工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事 ②施工にあたり相互に調整を要する工事 ③工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合	左記の条件を満たし、 <b>災害復旧工事を含む場合は、3件まで兼務可とする。</b> 例) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">通常業務 + 通常業務</td> <td style="padding: 0 5px;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">災害復旧</td> <td style="padding: 0 5px;">⇒</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">災害復旧 + 通常業務</td> <td style="padding: 0 5px;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">通常業務</td> <td style="padding: 0 5px;">⇒</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">通常業務 + 通常業務</td> <td style="padding: 0 5px;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">通常業務</td> <td style="padding: 0 5px;">⇒</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </table>	通常業務 + 通常業務	+	災害復旧	⇒	○	災害復旧 + 通常業務	+	通常業務	⇒	○	通常業務 + 通常業務	+	通常業務	⇒	×
通常業務 + 通常業務	+	災害復旧	⇒	○												
災害復旧 + 通常業務	+	通常業務	⇒	○												
通常業務 + 通常業務	+	通常業務	⇒	×												

補足① 施工にあたり相互に調整を要する工事とは、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請業者で施工する場合など

補足② 今回拡大措置の災害復旧工事を含む3件までの兼務については、兼務対象となる全ての工事が兼務できる条件を満たしている場合に限る。

補足③ 災害復旧事業とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業（改良復旧事業は含めない）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく災害復旧事業（改良復旧は含めない）、森林法に基づく災害関連緊急治山事業、地すべり等防止法に基づく災害関連緊急地すべり対策事業、砂防法に基づく災害関連緊急砂防事業、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業に係る建設工事

## 2 適用期間

通知施行日から令和5年3月末まで（予定）